

認定こども園の概要

認定こども園とは教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っており、認定基準を満たす施設は都道府県等から認定を受ける。

認定こども園の型		公私別	運営主体	機能	年齢	入所要件	設備整備	職員配置	
認定こども園	幼稚園型	公立	市	幼稚園が保育の必要な子どものための保育時間を確保するなど保育所的な機能を備え、認定こども園としての機能を果たす。	3～5歳(2号)	有(別紙)	市	市	
		私立	学校法人		3～5歳(1号)	無	学校法人	学校法人	
	幼保連携型	公立	市	幼稚園的機能と保育所的機能の両方をあわせ持つ単一施設。	0～2歳(3号)	有(別紙)	市	市	
		私立	学校法人・ 社会福祉法人		3～5歳(2号)		学校法人・ 社会福祉法人	学校法人・ 社会福祉法人	
		公私連携型	学校法人・ 社会福祉法人		・市の設備等は無償若しくは時価より低い対価で貸し付け、または譲渡する。 ・市と移行先法人(公私連携法人)との間で協定を締結する。移行後も、協定に基づいた運営がされているか市が指導監督でき、教育・保育などの運営への関与を行う。 ・移行先法人の職員である保育教諭等が保育する。会計年度任用職員の保育教諭については、引き続き移行先法人の職員として残る場合もある。	3～5歳(2号)	無	市が運営していたものを現状のまま活用する。移行後の老朽化の改善等は移行先法人が行う等の取り決めを協定書を締結	学校法人・ 社会福祉法人
						3～5歳(1号)			

入 所 要 件

別 紙

	項 目	保 育 の 実 施 基 準
1	家庭外労働	週に3日以上かつ1月において64時間以上就労することを常態とする場合
2	家庭内労働	日常の家事以外に自宅で週に3日以上かつ1月において64時間以上就労をしている場合
3	出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合
4	傷病・障がい等	傷病、障がい等を有している場合
5	看護・介護	親族に疾病、負傷、障がいのある人がいるため、常にその看護や介護に当たっている場合
6	災害	震災、風災害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
7	その他	次に挙げるいずれかに該当する場合
		①求職のため昼間外出することを常態としている(起業準備を含む)
		②技能習得のため昼間に職業訓練校等に通学している
		③就学のため昼間学校等に通学している
		④児童虐待のおそれがある場合及び保護者が配偶者から暴力により保育を行うことが困難な場合